

漢代「順氣行罰」考

影山輝國

はじめに

漢代では「謀反」などの大罪は除き、刑罰はおおむね秋から冬にかけて執行され、春と夏には行われなかつた。⁽¹⁾これを後漢の時代には「順氣行罰」あるいは「順時之法」と呼んだ。⁽²⁾もちろん「氣」とは陰陽の二氣、「時」とは春夏秋冬の四時の意味である。当時、四時の循環は陰陽二氣の消長によつてもたらされ、陽氣の盛んな春夏は生長、陰氣の盛んな秋冬は殺蔵の季節であると考えられていた。⁽³⁾したがつて春夏に死刑その他の刑罰を執り行うことは天時に悖る行為であると思惟されたのである。こうした天人感應の時令思想はすでに漢代以前から見られるが、この思想にもとづいて実際に順氣行罰が行われたのはいつからであろうか。また漢代における施行状況はどのようにあつたのか。小論はこうした点を具体的に検討する事を目的とする。

一 漢以前の順氣行罰について

漢以前に順氣行罰が実施されていたか否かを示す具体的な証拠は、今のところ発見されていない。ただ刑の執行時期について、後漢の章帝の時代、曾祖父以来律令の習得を家業としていた陳寵の上奏文の中に、

殷周斷獄、不以三微。

なる言葉がみえる。三微とは万物がめえたばかりでまだ微小な時期、すなわち夏暦の冬十一月と十二月、春正月のこと、周は十一月、殷は十二月、また夏王朝は正月をそれぞれ歳首としていた。殷と周とはこの三ヶ月間、刑罰を行わなかつたというのである。陳寵が何を根拠にこのように言つてゐるのかは不明だが、一千年以上も昔の殷代の刑罰執行時期について確かに証拠を持っていたとは考えられず、歳首に流血して人心や天意に背くことがあるはずはない、という漢代的常識に基づいての発言のようでもあり、あまり信を置くことはできない。

次に、秦に関して陳寵は、

秦為虐政、四時行刑。

(同右)

と、四時を問わず刑を執行していたことを非難している。秦は漢に近いだけあってこれはかなり信用し得る。一九七五年、湖北省雲夢県睡虎地から出土した秦律にも、刑の執行時期を規定した条文は見当たらないようだ。無論、出土したものが秦律のすべてではないけれども、判決が下されたならば直ちに刑が執行される「四時行刑」こそが、秦に限らず殷や周でも普通であったのではないかと思われる。

ただ、ここにあるいは順氣行罰が行われていたのではないかと疑わせる資料がある。その一は『春秋左氏伝』で、蔡の声子が楚の令尹子木に語った言葉のなかに、

古之治民者、勸賞而畏刑、恤民不倦、賞以春夏、刑以秋冬。

(襄公二十六年)

とある。周知のことく『春秋左氏伝』はその著作時期について大きな問題のある書物で、それを前漢末まで引き下げる学者もいるくらいである。⁽⁴⁾ たとえそこまでしなくても、中国史書の通例として、人物の主要な行動や大きな事蹟についての記述は信頼できても、当人同士しか知らないはずの会話内容などの描写には、かなり後世の脚色が加わっていることがあり得る。声子が確かにこの言葉を述べたと仮定した場合、「古之治民者」とは「一体誰のことか」という問題が起きる。声子はこの言葉の直前、殷の湯王が刑罰を濫用しなかつたために天の福を得たと述べているから、殷の湯王などを指している可能性もある。あるいはただ漠然と「古き良き時代の為政者」ほどの意味なのかも知れない。ところで、声子の言葉はある意図をもつて発せられたものである。彼の友人である楚の伍举が罪を得て晉に逃亡していたが、なんとか彼を楚に復帰させるため、「楚では刑罰を濫用しすぎて、多数の賢者を他国に亡命させてしまっているが、これは楚にとって一大損失である。」と令尹の子木に説き、伍举を帰国させることを楚王に進言させようという腹なのである。声子にとっては「賞を勧^{まお}びて刑を畏^{まへ}み、民を恤^{あわれ}みて倦^{まづ}まず」の文句こそが主題であり、「古の民を治むる者」を持ち出すのは相手を説得するための常用手段であって、彼自身「賞するに春夏を以てし、刑するに秋冬を以て」したのは、過去のいつの時代のことか確証があつて述べたものではないであろう。ただ、少なくとも彼は順氣行罰の思想を知っていたことになり、春秋魯の襄公二十六年（前五四七）が確認し得る最も早い順氣行罰思想の出現時期としなければならなくなる。順氣行罰思想の根底に陰陽説があるとすれば、陰陽説は戦国時代に生まれたと

されるのがほぼ定説であるので、声子の言葉は後世の創作である可能性が極めて強いのであるが、たとえ陰陽説を知らなくても、万物が春夏に生長し、秋冬に衰亡するのは容易に認知できるであろうから、安易にこの時代に順氣行罰思想が無かつたとも断言できないのである。しかし、春秋時代以前に順氣行罰思想あるいはその実施を示す資料は今のところこれしかないので、「孤証は証ならず」という立場を取るにしくはなかろう。

順氣行罰の実施を疑わせる資料の二は、戦国初期、魏の文侯に仕えた李悝の著したといわれる『法經』である。

『晋書』刑法志に、

(李) 悝撰次諸国法、著法經。

と記されたもので、「盜法」「賊法」「囚法」「捕法」「雜法」「具法」六篇からなり⁽⁵⁾、後に商鞅がこれを伝えて秦の相となり、漢の蕭何が秦制を承けて律を定めたとき、「蹠」「廩」「戶」の三篇を増して、いわゆる「九章律」を作ったとされる。『漢書』藝文志の法家類に「李氏三十二篇。名悝、相魏文侯、富國強兵。」とあるのが『法經』にあたるものかも知れないが、不思議なことに、両漢の書籍には『法經』について言及したものはない。⁽⁶⁾ ところが清の黃夷『黃氏逸書考』は「李悝法經」の逸文六篇を輯めており、その「囚法」篇の中に「立春後不決死刑」と題する一条がある。

諸立春以後、秋分以前、決死刑者、徒一年。其所犯雖不待時、若於斷屠月及禁殺日而決者、各杖六十、待時而違者加二等。

これは「立春以後、秋分以前に死刑を執行した者は一年の徒刑。秋分になるのを待つ必要がなく直ちに死刑を執行してもよい重罪犯でも、もし断屠月や禁殺日に死刑を執行した者は杖打ち六十の刑、秋分を待つべきなのに断屠月や禁殺日に死刑を執行した者は罪二等を加えて杖打ち八十の刑に処する。」という意味で、まさしく順氣行罰違反を咎め

る規定である。はたして戦国魏の国では、順氣行罰が実施されていたのだろうか。さて驚くべきことに、黄夷が「李悝法經」六篇として輯逸したものは、すべて『唐律』の条文なのである。「盜法」は「賊盜律」から、「賊法」は「詐偽律」から、「囚法」は「断獄律」から、「捕法」は「捕亡律」から、「雜法」は「雜律」から、「具法」は「名例律」から一言一句変えずにそのまま引用したものである。「立春後不決死刑」も同一の条文が「断獄律」にあり、「唐律疏議」には、断曆月とは正月、五月、九月のこと、禁殺日とは毎月の一日、八日、十四日、十五日、十八日、二十三日、二十四日、二十八日、二十九日、三十日のこと、と説明されている。一体どうしてこんなことが起ったのかというと、「唐律疏議」「名例疏序」

魏文侯師於李悝、集諸國刑典、造法經六篇、一盜法、二賊法、三囚法、四捕法、五雜法、六具法。
に附せられる元の王元亮の注に、

一盜法、今賊盜律是也。二賊法、今詐偽律是也。三囚法、今断獄律是也。四捕法、今捕亡律是也。五雜法、今雜律是也。六具法、今名例律是也。

とあるのを見て、『法經』の盜法など六篇はそのまま『唐律』の賊盜律など六篇であると解したからに他ならない。⁽⁷⁾注の意味は、『法經』の盜法の内容は今でいえば賊盜律の範疇に当たるものだということで、一千年も隔てていながら同一の条文であると王元亮が考えていたはずはなかろう。⁽⁸⁾したがってこれも戦国初期、魏の国で順氣行罰が実施されていた証拠とは見なしがたいのである。

もう一つ、これは資料とは呼び難いが、桑原隠藏が「支那の古代法律」の中で、

そして秋の末、即ち旧暦の九月、十月にもなれば追々秋の末になりますから、裁判の処理はどうし片付け、総

て刑罰はこの秋に於いて執行する、殊に死罪の処刑は秋に行ふと云ふことが「月令に一筆者補」述べてあります。戦国の時の韓などを見ますと、この精神を最もよく実行して居ります。

と述べていることである。さまざまな文献にあたってみたが、戦国の韓で順氣行罰が行われていたことを示す資料は見当たらず、桑原氏が何を根拠にこのように述べているのかわからなかつた。もともとこの論文は講演筆記であるので、桑原氏の言い違いか、あるいは筆記者の聞き違いなどの可能性があるかも知れない。

以上、漢以前において、順氣行罰が行われていたことを示す確たる証拠は見当たらなかつた。ここで我々は、順氣行罰の実施という観点から離れて、順氣行罰の根底にある思想がいつ頃から生まれてきたのかを検討することにしよう。

二 順氣行罰の思想的背景

順氣行罰の思想が述べられているのは、前引の『春秋左氏伝』をひとまず除外すれば、すべて戦国時代以降に書かれたと思われる文献である。最も早いと思われるものは『管子』⁽¹⁰⁾で、その四時篇に、

〔春〕解怨、赦罪。

〔冬〕斷刑、致罪、無赦有罪。

とある。また立政篇でも

孟春之朝、君自聽朝、論爵賞、校官。

季冬之夕、君自聴朝、論罰罪、刑殺。

と言い、どちらも春の徳賞に、冬の刑罰を対置させている。同様に、幼官篇にも、冬の始寒の節氣に「刑を尽くす」と述べている。これらの篇では、刑罰は冬に執行されることになっているが、別の篇では刑罰は秋に執行することになつてお

り、
秋、母赦過罪罪緩刑。

(七臣七主)

秋、行五刑、誅大罪、所以禁淫邪、止盜賊。

(禁賊)

などとある。刑罰の執行が冬か秋かの点に着目して『管子』諸篇の成立の時間的先後を論ずる見解もあるが、⁽¹¹⁾

徳始於春、長於夏。刑始於秋、流於冬。⁽¹²⁾

(四時)

とあるごとく、刑の執行は秋から冬にかけて行われる「秋冬行刑」の説と理解するのが穩當で、特に秋か冬かで思想的対立があったのではないであろう。

『管子』でさらに重要なのは、

陽為德、陰為刑。

(四時)

という、いわゆる「陰陽刑徳」の説が述べられていることである。陰と刑、陽と徳とを結びつける理論が成立すると、春夏は生長、秋冬は殺滅の時節であるという素朴な季節感によらなくとも、陰陽を媒介にして直ちに春夏と徳、秋冬と刑が結びつくようになるのである。さらに、陰陽説が発達して、陰は夏至に萌し、次第に勢いを増して冬至に極盛となり、陽は冬至に萌し、次第に勢いを増して夏至に極盛となるという考え方方が生まれると、「陰陽刑徳」説は必然的に後述の「夏至冬至間行刑」説を生み出すことにもなるのである。

戦国末に編纂された『呂氏春秋』の十二紀にも順氣行罰の思想が見える。春の、

〔仲春〕命有司、省囹圄、去桎梏、無肆掠、止獄訟。

とあるのに対置して、秋には、

〔孟秋〕命有司、修法制、繕囹圄、具桎梏、禁止姦、慎罪邪、務博執。命理、瞻傷察創、視折審斷、決獄訟、必

正平、戮有罪、嚴死刑。

〔仲秋〕命有司、申嚴百刑、斬殺必當、無或枉橈。

〔季秋〕乃趣獄刑、無留有罪。

とある。また、秋だけに限らず、冬にも刑が執行されるることは、

〔孟冬〕察阿上亂法者、則罪之、無有撫蔽。：工有不当、必行其罪、以窮其情。：無或敢侵削衆庶兆民、以為天子取怨于下。其有若此者、行罪無赦。

〔仲冬〕：其有侵奪者、罪之不赦。

などとあることからも判る。

『管子』と異なる点は、孟夏の月にも軽微な罪を罰することである。

〔孟夏〕糜草死、麦秋至、斷薄刑、決小辜、出輕繫。

と書かれている。本来、「秋冬行刑」説では夏には刑罰を行わないものであるが、この理由につき、後漢の高誘は「是月は陽氣上に盛んなり。五月に及びて陰氣下に伏す。故に薄刑を断じ、小辜を決して、殺氣に順うなり。輕繫の刑するに及ばざる者は解きて之を出す。」と注する。周知のように『呂氏春秋』十二紀とはほとんど同じ文が、漢代の著作

『淮南子』時則訓と『礼記』月令篇に見られる。孟夏の月も、

靡草死、麦秋至、決小罪、断薄刑。

靡草死、麦秋至、断薄刑、决小罪、出輕繫。

(『淮南子』時則訓)
(『礼記』月令篇)

と、ほとんど同文である。そこで時則訓に附せられる高誘注を観ると、「四月は陽氣上に盛んなり。五月に及びて陰氣下に作る。故に曰く、麦秋至らば、小罪を決し、薄刑を断ず、と。殺氣に順うなり。」とあり、結局、高誘の言わんとするところは、孟夏の四月は陽氣がまだ盛んであるが、麦秋の五月になれば、陰氣が萌すから軽微な罪を罰するのだ、ということらしい。ただ、高誘よりや年長と思われる鄭玄は月令篇に注して、「今、純陽の月を以て、刑を断じ、罪を決するは、壞墮有ること毋かれと自ら相違す。非なるに似たり。」と述べ、「壞墮有ること毋かれ」という孟夏の時令に背くことになるとして、あくまで四月にこだわり、孟夏の刑罰執行に疑問を呈している。高誘は麦秋を五月のこととし、陰氣が萌したならば刑罰を行つてよいと考えているが、これは陰氣が盛大な秋冬に刑を行うという『管子』などに見られる「秋冬行刑」説とは、刑罰の執行期間にずれを生じるものである。高誘の注は『淮南子』天文訓に記されている、

日夏至：陽氣極、陰氣萌、故曰、夏至為刑。

日冬至：陰氣極、陽氣萌、故曰、冬至為德。

と整合性を持たせた解釈と思われる。これに従えば、五月の夏至（麦秋）から十一月の冬至までは刑を行つ月、十一月の冬至から五月の夏至までは德を施す月になり、言わば「夏至冬至間行刑」説となる。そこで『呂氏春秋』十二紀をはじめ、それとほぼ同文の『淮南子』時則訓、『礼記』月令篇では、『管子』とは異なり、季冬十二月には刑罰執行

の時令がないのである。¹³

さて「陰陽刑徳」、「秋冬行刑」の説は、一九七三年、長沙馬王堆二号漢墓から出土した帛書中の記述にも認められる。この帛書は、前漢文帝の十二年（前一六八）以前に書かれたものであり、戦国末から漢初にかけての思想状況を知る手掛かりとなる。「老子乙本卷前古佚書」の「称」では、

春陽、秋陰。夏陽、冬陰。

と、春と夏が陽、秋と冬が陰に分類され、「十四經」¹⁴の姓争篇では、

刑陰而德陽。

と、「陰陽刑徳」が述べられ、同じく觀篇では、

春夏為德、秋冬為刑。

と、「秋冬行刑」が述べられている。

以上のことから、戦国中期から漢初にかけて、「陰陽刑徳」「秋冬行刑」またその一変種の「夏至冬至間行刑」といった説が流行していたことがわかる。漢代になるとこの思想に基づいて実際に順気行罰が行われるようになるのであるが、それはいつの頃からか、以下具体的に調べてみよう。

三 前漢における順気行罰

①武帝元光四年（前一二二）¹⁵

故以十二月誨、論棄市渭城。

(『漢書』竇固灌韓伝。また『史記』魏其武安侯列伝にも見える)

魏其侯竇嬰が渭城で棄市された記事だが、張晏の注に「著日月者、見春垂至、恐遇赦贖之。」とあるように、わざわざ「十二月誨」と書いたのは、春になれば赦免される恐れがあるから、冬の最終日に刑を執行してしまったことを示すものらしい。

②武帝元狩四年（前一二九）

尽十二月、〔河内〕郡中無犬吠之盜。其頗不得、失之旁郡。追求、会春、〔王〕溫舒頓足歎曰「嗟乎、令冬月益展一月、卒吾事矣。」

(『漢書』酷吏伝。また『史記』酷吏伝にも見える)

九月に太守として河内郡に乗り込んだ王温舒は徹底的に無法者を取締り、十一月も終わろうとする頃、郡中にはこそ泥がいなくなった。捕まえきれなかつた少数のものは隣の郡に逃げた。追いかけるうち春になつたので、王温舒は地団駄踏んで「ああ冬がもう一月延びていたら、吾が事をやりおおせたものを。」と歎いた。顏師古の注にも「立春之後、不復行刑、故云然。」とある。

③武帝征和二年（前九一）

今少卿抱不測之罪、涉旬月、迫季冬。

(『漢書』司馬遷伝)

司馬遷が獄中の友人任少卿に与えた書信の一節で、季冬が迫り、死刑執行が間近の友の身を案じている。

④昭帝元鳳元年（前八〇）

充国為太医監、闌入殿中、下獄当死。冬月且尽、蓋主為充国入馬二十匹贖罪、乃得減死論。

(『漢書』外戚伝上)

太医監充国が無許可で殿中に入った罪で死刑を宣告された。冬月が終わるとする時、蓋長公主が二十頭の馬を納めて彼の罪を贖つてやり、あやうく死刑を免れた。

⑤宣帝本始二年（前七二）

〔夏侯〕勝非議詔書、毀先帝、不道、及丞相長史黃霸阿縦勝、不舉劾、但下獄。：勝、霸既久繫、霸欲從勝受經、勝辭以罪死。霸曰「朝聞道、夕死可矣。」勝賢其言、遂授之。繫再更冬、講論不怠。〔『漢書』夏侯勝伝〕長信少府夏侯勝非議詔書大不敬、霸阿從不舉劾、皆下廷尉、繫獄當死。霸因從勝受尚書獄中、再繫冬、積三歲乃出。

長信少府夏侯勝が詔書を批判し、武帝をそしつたため不道の罪で、丞相長史黃霸も勝に阿諛追従して弾劾しなかつたかどで、ともに下獄して死刑を待つ身となつた。霸は勝から経書の講義を受けようとしたが、勝はどうせ死ぬ身だからと断つた。霸は「朝に道を聞かば、夕に死すとも可なり。」と述べたので、勝は感心して『尚書』を教えた。かくして二度冬を越し、三年目の本始四年夏四月の大赦によつて出獄した。

⑥宣帝始三年（前七一）～地節三年（前六七）の間⁽¹⁸⁾

富人蘇回為郎、二人劫之。有頃、〔趙〕廣漢將吏到家：一人驚愕、又素聞廣漢名、即開戶出、下堂叩頭：送獄、敕吏謹遇、給酒肉。至冬當出死、豫為調棺、給斂葬具、告語之、皆曰「死無所恨。」〔『漢書』趙廣漢伝〕

金持ちの蘇回が郎であった時、二人組の強盗に押し入られた。しばらくして京兆尹趙廣漢が駆けつけると、以前から広漢の評判を聞いていた強盗達は驚いて、直ぐに門を開き、堂を下り叩頭した。廣漢は一人を獄に送り、丁重に処遇して酒肉を与えた。冬になつて死刑を執行することになり、あらかじめ棺桶や葬具をととのえて、その旨を告

げたところ、二人とも「死んでも悔やみません。」と言った。

⑦宣帝地節元年（前六九）～元康元年（前六五）の間⁽¹⁹⁾

〔尹〕翁帰治東海：県県收取黠吏豪民、案致其罪、高至於死。收取人必於秋冬課吏大会中、及出行縣、不以無事時。

（『漢書』尹翁帰伝）

東海太守尹翁帰は所轄県の奸吏や土地の顔役などを逮捕し、取り調べて、重罪は死刑に処した。逮捕するのは必ず秋冬の役人の成績考查の大会中、及び県を巡察する時で、平素無事の時ではなかつた。これは必ずしも順氣行罰の実施を裏付けるものではないが、周寿昌の言う如く「漢以冬尽決囚、必於秋冬收取者、使不得展緩逃死也。⁽²⁰⁾」という解釈も成り立ち得る。

⑧宣帝地節元年（前六九）～甘露二年（前五二）の間⁽²¹⁾

〔子〕定國食酒至數石不亂、冬月治請讞⁽²²⁾、飲酒益精明。

（『漢書』王定國伝）

廷尉王定國は酒を数石飲んでも乱れることはなかつた。冬月、郡守から判決が難しい案件が回ってきたが、飲めば飲むほど見事な裁断を下した。なお、冬に上級官庁へ判決案の可否を尋ねる請讞を行つたことは、『漢書』刑法志にも「於是選王定國為廷尉：季秋後請讞。」と見える。

⑨宣帝神爵四年（前五八）⁽²³⁾

〔嚴延年〕冬月、伝屬县囚、会論府上、流血数里、河南号曰「屠伯」。

（『漢書』酷吏伝）

河南太守嚴延年は冬月に所轄県の囚人を郡の役所に集めて処刑した。流血数里、河南の人々は彼を「屠伯」と呼んだ。また次のような話も伝わっている。

漢代「順氣行罰」考

初、〔嚴〕延年母從東海來、欲從延年臘、至雒陽、適見報囚。母大驚、便止都亭、不肯入府。

(同右)

嚴延年の母は十二月の臘祭を息子と一緒に過ごすため、東海郡から洛陽までやって来た。たまたま郡の役所では、囚人の処刑が執行されていたので、母は驚いて宿屋に泊まり、郡の役所には足を踏み入れなかつた。

⑩宣帝甘露元年(²⁴前五三)

〔張敞〕使賊捕掾絮舜有所案驗。：舜曰「吾為是公尽力多矣、今五日京兆耳、安能復案事。」敞聞舜語、即部吏収舜繫獄。是時冬月未尽数日、案事吏昼夜驗治舜、竟致其死事。舜當出死、敞使主簿持教告舜曰「五日京兆竟何如。冬月已尽、延命乎。」乃棄舜市。会立春、行冤獄使者出：使者奏敞賊殺不辜。

(『漢書』張敞伝)

京兆尹張敞は賊捕掾絮舜に賊の取り調べを命じた。舜は「これまで随分張公にはお尽くしした。京兆尹でいられるのもあと五日。どうしてこれ以上事件を担当できようか。」と言つて、取り合わなかつた。舜の言葉を伝え聞いた敞は、直ちに舜を逮捕して獄に繋いだ。あと数日で冬月が終わるので、取り調べの役人は昼夜を分かたず舜を訊問して、死刑を求刑した。舜が処刑される日、敞は主簿に論生書を持たせ『五日京兆』だってどんなもんだ。冬月がもう尽きたが、果たして延命できるか。』と舜に告げさせた上、棄市した。立春になつて冤獄を調査する使者が派遣され、使者は敞が罪の無い者を殺害したと奏上した。

⑪宣帝甘露三年(前五一)以前(²⁵)

吏劾〔劉〕更生鑄偽黃金、繫當死。更生兄陽城侯安民上書、入國戶半、贖更生罪。上亦奇其材、得踰冬減死論。

(『漢書』劉向伝)

劉更生は質の黄金を鋳造したかどで、死刑になることになつた。兄の陽城侯安民が所領の戸数の半分を上納して、

更生の罪を贖つた。宣帝もまた更生の才能を高く評価していたので、冬を越して死刑を免れることができた。ここに服度は注して「踰冬、至春行寬大而減死罪。」といい、如淳は「獄冬尽當決竟、而得踰冬、復至後冬、故或逢赦、或得減死也。」という。顏師古は「服說是也。」というが、⑤からみて、如説も正しいと言えよう。

⑫成帝永始元年（前一六）⁽²⁸⁾

弘農太守張匡坐臧百万以上、狡猾不道、有詔即訊。恐下獄、使人報〔陳〕湯。湯為訟罪、得踰冬月、許謝錢二百万。

弘農太守張匡が百万錢以上の賄賂をとり、狡猾不道の罪で、詔により在宅のまま訊問された。下獄を恐れた匡は陳湯に知らせた。湯は匡の罪を弁護し、冬月を越すことができたため、謝礼二百万錢を得た。

⑬哀帝建平中（前六～前二）

〔劉〕立惶恐、免冠對曰「……今立自知賊殺中郎曹將。冬月迫促、貪生畏死、即詐僵仆陽炳、徼幸得踰於須臾。謹以實對、伏須重誅。」時冬月盡、其春大赦、不治。

〔『漢書』文三王伝〕

梁王劉立は畏まって、冠を脱いでこたえて言った。「いま立は中郎曹将を殺害したことを認めます。冬月が迫っているので、生を貪り死を恐れ、病に倒れるふりをして短い冬を越えようと願ったのです。事実をお答えして、重い罪を待ちます。」冬が終わり、春に大赦があつて、処罰されなかつた。

⑭哀帝建平三年（前四）

廷尉梁相与丞相長史、御史中丞及五千石雜治東平王雲獄。時冬月未尽二旬、而相心疑雲冤、獄有飾辭、奏欲伝之長安、更下公卿覆治。天子以相等皆見上体不平、外内顧望、操持兩心、幸雲踰冬、無討賊疾惡主讐之意、制

詔免相等皆為庶人。

(『漢書』王嘉伝)

廷尉梁相は丞相長史、御史中丞及び五人の二千石と、東平王劉雲が哀帝を呪詛した事件を共同で裁いた。冬月が終わるまでまだ二十日あるので、相は雲が冤罪で、調書にも嘘があると思い、雲の身柄を長安に移し、あらためて公卿に再審してもらいたいと奏上した。哀帝は相らが天子の体が健康でないのを見て、諸侯王と天子の勢力を見比べ、二心を抱き、雲が冬を越すのを願い、賊を討つて主の仇を悪む心がないことを理由に、詔書を下して相らを罷免し、庶民とした。

その一年後の元寿二年（前二）、梁相を弁護したために獄に繫がれた王嘉は次のように述べている。

〔王〕嘉対曰「…竊見相等前治東平王獄、不以雲為不当死、欲閔公卿示重慎。置駅馬伝囚、勢不得踰冬月。誠不見其外內顧望、阿附為雲驗。…」

(同右)

王嘉はこたえて言った。「私めが見るところ、相らが先に東平王劉雲の獄を裁いた際、雲は死罪に当たらないとしたのではなく、公卿にも関わってもらい慎重を期したかったのです。駆馬を置いて囚人を護送したのは、ぐずぐずしていると冬を越すことができないからです。諸侯王と天子の勢力を見比べ、阿附して雲のためを図った証拠はまったくございません。」

以上の例をみると武帝以後、ほぼ前漢全期にわたって、死刑はみな冬に執行されていることがわかる。『後漢書』

陳寵伝の、

漢旧事、断獄報重、常尽二冬之月。

とは、まさしくこのことを言っているのであろう。また、「後漢書」魯恭伝に、

旧制、至立秋乃行薄刑。

とあるように、秋にも軽微な罪の取り調べや処罰も行われていたに相違なく、武帝以後は「秋冬行刑」が実施されたと考えられる。そこで思い起こすのは、武帝に対して、百家の学を廃絶し、儒家の学を一尊すべきことを建言した董仲舒の対策の中に、

天道之大者在陰陽。陽為德、陰為刑。刑主殺而德主生。

(第一次対策)

という「陰陽刑徳」の説が見られ、さらに、

春者天之所以生也、仁者君之所以愛也。夏者天之所以長也、徳者君之所以養也。霜者天之所以殺也、刑者君之所以罰也。

(第三次対策)

と、春夏の仁徳に対し、霜の降る季節は刑という「秋冬行刑」の説が述べられていることである。⁽²⁷⁾ この対策の年次については建元元年（前一四〇）説、建元五年（前一三六）説、元光元年（前一三四）説があるが、最も遅い説でも①の元光四年（前一三二）の例よりは三年前である。したがって董仲舒の建言にもとづいて、「秋冬行刑」が実施された可能性もあるのであるが、董仲舒は対策中、天人感應の具体例として「陰陽刑徳」を挙げており、積極的に「秋冬行刑」の実施を訴えてはいないので、はたして「秋冬行刑」の施行が董仲舒の献策によるものかどうかは断定できない。⁽²⁸⁾ 武帝以前については、具体的な証拠が無いが、陳寵は前引の「秦為虐政、四時行刑」に続けて、

聖漢初興、改從簡易、蕭何草律、季秋論囚、俱避立春之月、而不計天地之正、二王之春、實頗有違。

(『後漢書』陳寵伝)

漢代「順氣行罰」考

と述べている。『漢書』刑法志を参考に解釈すれば、「改從簡易」とは、高祖が秦の苛法を省き、「殺人者死、傷人及盜抵罪」といういわゆる「法三章」を定めたことを指すのである。その後、蕭何が秦法に基づいて九章律を作った。その際、季秋九月に判決処刑を始め、立春の月は避けたが、周と殷の二王朝の歳首たる十一月（天の正）、十二月（地の正）でもかまわずに刑罰を執行したという文意であろう。陳寵の言葉によれば、漢初から「秋冬行刑」が実施されていたようにも思えるが、秦の法律を受け継いだ蕭何がすぐさま時令思想を取り入れて「四時行刑」を改めたとは信じがたく、「秋冬行刑」をはじめ漢の法制度はみな蕭何の功に帰せんとし、かつ「四時行刑」した劇秦との違ひを際立たせるための発言ではないかとも思われる。したがって武帝以前の順氣行罰の実施は、今のところ不明といわざるを得ない。

四 新莽期の順氣行罰

王莽は順氣行罰を守らなかつたとして非難される人物である。たしかに彼は、地皇元年（二〇）正月乙未、下書して、軍の進発にあたり、法を犯す者は直ちに斬首する、というこの年限りの臨時の法を定めたため、国都など大きな町の市場で春夏に死刑が執行され、人民は恐れ戦いたといふ。

下書曰「方出軍行師、敢有趨讐犯法者、輒論斬、毋須時、尽歲止。」於是春夏斬入都市、百姓震懼、道路以目。

王莽はこの臨時の法〔壹切之法〕によって、盜賊が減り、人民が安心して耕作に励み、豊作になつたと自賛し、同年、

更にこの法令の延長を図った。

又下書曰「惟設此壹切之法以來、常安六鄉巨邑之都、枹鼓稀鳴、盜賊袁少、百姓安土、歲以有年、此乃立權之力也。」今復壹切行此令、尽二年止之、以全元元、救患姦。」

(同右)

「尽二年」というのは地皇二年までのことを思われるが、こののち各地に起きた反乱によって、新は地皇四年十月には滅亡しているから、地皇三年以後再び順氣行罰が復活したか否かはつきりしない。この臨時の法はすこぶる評判が悪く、王莽の罪状の一つに数えられている。鄧晨は後の光武帝、劉秀に挙兵を勧めた際、

王莽悖暴、盛夏斬人、此天亡之時也。

と言っているし、隗囂が郡国に発した王莽討伐の檄文にも、

行炮格之刑、除順時之法：此其逆人之大罪也。

と書かれている。

ただ、王莽の時期に順氣行罰を守っているような記事もある。郅惲は王莽に上書して漢に天下を返すように求めたため、莽は怒って直ちに郅惲を逮捕下獄し、大逆罪を求刑した。彼は獄に繫がれて冬を待つたが、たまたま赦にあって出獄できた、というものである。

莽大怒、即收繫詔獄、効以大逆。遂繫須冬、会赦得出。

(『後漢書』郅惲伝)

『通鑑』ではこの記事を地皇元年に記載するが、この年は上述のように法を犯す者は時を移さず斬首する臨時の法が定められているから、あるいはこれは地皇元年以前のことかも知れない。

王莽だけが「秋冬行刑」を守らなかっただけでなく、前漢時代にもすでにそれを守らなかった官吏もいたようであ

る。

元帝永光元年⁽³¹⁾（前四三）には、諸葛豐が「以春夏繫治人」（『漢書』諸葛豐伝）の理由で、京師近郡の犯罪者を追捕する司隸校尉から長安城門を守る城門校尉に配置換えされている。

また、元帝建昭五年（前三四）春三月の詔には「方春農桑興…今不良之吏、覆案小罪、徵召証案、興不急之事、以妨百姓、使失一時之作、亡終歲之功…」（『漢書』元帝紀）とあり、春の農繁期に軽微な犯罪を取り調べ、農夫を拘束して耕作を妨害する役人がいたことが知られる。

さらに綏和二年（前七）、哀帝から災異が頻発する理由を尋ねられた李尋は、「間者春三月治大獄、時賊陰立逆」（『漢書』李尋伝）が原因であると述べている。

いittai 「秋冬行刑」とは、天時に従うことを目的とするが、同時に、春夏の繁忙期に農民を取り調べたりせず、農耕や養蚕を妨げないようにすることをねらったものでもあった。しかし現実問題として、春や夏でも目の前にいる犯罪者を逮捕しないわけにはいかず、取り調べは秋からにしても、それまで獄中に拘束するのが普通であったようだ。したがって、春や夏に逮捕された者にとって「秋冬行刑」は獄中での悲惨な生活を余儀なくされる苛酷な規定でもあったのである。秋に取り調べが始まるとまで、獄中で病に罹ったり、死ぬ場合さえあつたに違いない⁽³²⁾。これは後漢の事であるが、州や郡の牢獄では判決が難しい事件の場合、上級の廷尉の判断を仰ぐのが煩わしいため、わざと病気で死なせてしまう無実の囚人が多かつたことが指摘されている。

〔州郡〕又欲避請讞之煩、輒託疾病、多死牢獄。長吏殺生自口、死者多非其罪。

（『後漢書』襄楷伝）

質帝永熹元年（一四五）五月、京師の獄に繋がれる死刑以外の未決囚は保釈し、立秋になつて取り調べを再開するよ

うにとの詔が出されたのもこのためであろう。

其令中都官繫囚罪非殊死者未竟者、一切仕出、以須立秋。

(『後漢書』質帝紀)

とすると、元帝時の諸葛豐や「不良之吏」などは、容疑者を獄中に拘束する期間を短縮する人道的な処置をした可能性もあるのである。しかし、たとえそうであっても、經典に記された時令思想への執着と秦新両朝への反発から、漢代ではついに「四時行刑」は公認されるどころか、論議さえもなされなかつたのである。

五 後漢における順氣行罰

光武帝の頃、順氣行罰はどうなつていたかの明証はないが、おそらく新末の混乱からあまり遵守されてはいなかつたろうと推測される。そこで次の明帝の時代、以下のような建議がなされたり、詔勅がたびたび發せられたりして、「秋冬行刑」の復活が図られたと見ることができる。

明帝は即位当初、次のような詔を下している。

中元二年（五七）十二月甲寅、詔曰「方春戒節、人以耕桑。其勅有司務順時氣、使無煩擾：」

(『後漢書』明帝紀)

翌永平元年（五八）には、長水校尉樊儻が刑罰は時気に順い、秋になつてからすべきことを建議し、明帝はそれに従つている。

〔樊儻〕又議刑辟宜須秋月、以順時氣。顯宗並從之。

漢代「順氣行罰」考

(『後漢書』樊儻伝)

これ以後も、明帝はたびたび詔を下して、時令に従うよう有司に求めている。

永平一年（五九）春正月辛未、詔曰「……其令天下自殊死已下、謀反大逆、皆赦除之。百僚帥尹、其勉修厥職、

順行時令……」

同二年（六〇）春正月癸巳、詔曰「……有司其勉順時氣……詳刑慎罰……」

同四年（六二）春二月辛亥、詔曰「……有司勉遵時政、務平刑罰。」

（とともに『後漢書』明帝紀）

後に「永平旧典」と呼ばれるのは、これらのことと指したのではないかと思われる。

永平旧典、諸當重論皆須冬獄、先請後刑、所以重人命也。

（『後漢書』襄楷伝）

明帝の後を継いだ章帝も初めは同じく「秋冬行刑」を訴えた。

建初元年（七六）春正月丙寅、詔曰「……罪非殊死、須立秋案驗。」

元和元年（八四）秋七月丁未、詔曰「……宜及秋冬理獄。」

元和二年（八五）春正月乙酉、詔三公曰「方春生養、万物革甲。宜助萌陽、以育時物。其令有司、罪非殊死且

勿案驗、及吏人條書相告不得聽受。冀以息事寧人、敬奉天氣。立秋如故。」

（ともに『後漢書』章帝紀）

ところが、元和二年（八五）七月には「夏至冬至間行刑」へ向けて改革が行われた。

秋七月庚子、詔曰「……律十二月立春、不以報囚。月令冬至之後、有順陽助生之文、而無鞠獄斷刑之政。……朕以為王者生殺、宜順時氣。其定律、無以十一月、十二月報囚。」

（同右）

秋七月庚子、詔して言う「律の規定では十二月に立春がある場合、囚人を処刑しない。『月令』に十一月の冬至の

後は、陽気に順い生を助けるという文はあるが、訊問処刑をするという政はない。王者たる者、生殺は時気に順うべきだと思う。十一月、十二月は処刑しないことを律に定めよ。」

この詔により十月、十一月、十二月の三冬に行われていた刑の執行が、十月のみに限定されるようになった。

漢旧事、断獄報重、常尽三冬之月。是時帝始改用冬初十月而已。

肅宗之時、断獄皆以冬至之前。

(『後漢書』魯恭伝)
(『後漢書』陳寵伝)

とあるのはこの事である。十二月だけでなく、冬至のある十一月の全期間、刑の執行をやめてしまったのであるが、「断獄皆以冬至之前」とあるように冬至の前まで刑を行える理屈で、詔に「月令」を引用していることからも知られる如く、これは前に述べた『呂氏春秋』十二紀、『淮南子』時則訓、『礼記』月令篇に見える「夏至冬至間行刑」説に他ならない。ただしこの時には行刑の開始時期たる夏至は問題にされず、軽微な罪の取り調べや处罚の開始は従前通り立秋のままだった。夏至が議論されるのは次の和帝の時である。

さて、重罪の処刑が十月に限られた事に対して反対論がまき起こった。たまたま起きた元和二年の旱魃に事寄せて、長水校尉の賈宗らが「断獄が三冬を尽くさなかつたので、陰気が微弱のまま陽気が泄れだしたため、旱魃を招いたのだ」と上言した。

これに対して十月のみの断獄を擁護したのが陳寵である。彼は、三冬に刑を執行していた時にも水害や旱魃は起きているのだから、十月だけの断獄のために災害が起きたとは言えない。十一月は周の歳首、十二月は殷の歳首なのだから、この月に処刑をして血を流したら、人心や天意に合致しない。宜しく「月令」の意に従うべきだ、との弁護論を展開した。

若以此時行刑、則殷周歲首皆當流血、不合人心、不稽天意……當月令之意……

（『後漢書』陳寵伝）

かくして章帝は陳寵の意見に従い、七月の詔のまま改律を断行した。元来七月の詔も陳寵の献策によって下された可能性が強い。陳寵の伝記を見ると、章帝初年から尚書として政策決定に関わり、さまざまな法令の改正に関与しているからである。彼は和帝の即位後も尊重され、大司農から永元六年には廷尉、さらに尚書、大鸿臚を経て、永元十六年には司空にまで栄達している。彼の法律知識は当時並ぶ者がなかつたらしく、永元十五年の和帝への次の如き上奏にも関与している公算が大きい。

〔永元十五年（103）十二月〕有司奏以為「夏至則微陰起、靡草死、可以決小事。」是歲、初令郡国以日北至案薄刑。

（『後漢書』和帝紀）

有司が「夏至には微陰が起り、靡草（亭壁の類）も枯れるから、軽微な罪を罰してもよい。」と上奏したので、この年初めて、郡国に命じて夏至に軽微な罪の訊問处罚を行わせた。

夏至は麦秋と同義で、五月から軽微な罪の取り調べと处罚が行われるようになった。これと、十月の重罪处罚とを合わせて、『礼記』月令篇に見られるような「夏至冬至間行刑」が完成したことになる。この改革は經典に則した時令を行わんとする、純粹に經学的觀点から発したものであり、法律のみならず、經書にも兼通した陳寵の面目躍如といつたところだろう。

この令が下されるや州や郡ではこれを拡大解釈し、盛夏の時期に軽微な罪に限らず、重罪まで处罚を始めた。

和帝末、下令麦秋得案驗薄刑、而州郡好以苛察為政、因此遂盛夏斷獄。

（『後漢書』魯恭伝）

こうした事実をふまえて「夏至冬至間行刑」に反対したのが、魯詩学者で安帝永初元年（107）五月に司徒となつ

た魯恭である。彼は先ず和帝の時の「盛夏断獄」を批判して、大略次のように上疏した。旧制度において軽微な罪は立秋になってから処罰したが、永元十五年以来、孟夏からに改められた。このため盛夏に農夫を出頭させ、いつまで拘束して取り調べを行つてゐる。これは天の時に逆らひ、農業を妨げるものだ。「月令」に「孟夏に薄刑を断じ、輕繫を出す」とあるのは、軽微な罪は判決後長々と罪人を拘束しないようにするため、直ぐに処罰し、釈放するという意味だ。孟夏の制度は「月令」の主旨に従うべきで、取り調べや判決は立秋から始め、天の時に従い万物を育成すべきである、と。

旧制至立秋乃行薄刑、自永元十五年以来、改用孟夏：因以盛夏徵召農人、拘對考驗、連滯無已；上逆時氣、下傷農業；月令「孟夏斷薄刑、出輕繫……」；夫斷薄刑者、謂其輕罪已正、不欲令久繫、故時斷之也。臣愚以為今孟夏之制、可從此令、其決獄案考、皆以立秋為斷、以順時節、育成万物、則天地以和、刑罰以清矣。　（同右）

彼の主張は「月令」孟夏（実は麦秋五月）の時令は軽微な罪の处罚に限定されるもので、これを拡大解釈して重罪の取り調べや判決を盛夏に行つてはならず、立秋を待て、というもので、「月令」の時令を正面きつて否定してはないが、これに制限を加えて旧制度の復活を意図したものであつた。

ついで彼は、冬至前に处罚を終わらせる章帝の改律をも批判する。

從變改以來、年歲不熟、穀倅常貴、人不寧安。小吏不與國同心者、率入十一月得死罪賊、不問曲直、便即格殺、雖有疑罪、不復讞止。一夫吁嗟、王道為虧、況於衆乎。：可令疑罪使詳其法、大辟之科、盡冬月乃斷。其立春在十二月中者、勿以報囚如故事。

（同右）

元和二年の改律以来、不作続いで、穀物の値はいつも高く、人民の暮らしは樂ではない。天子の意を解さない小役

人たちは十一月になつて死罪の賊を捕らえると、十分な取り調べもせずに、直ぐ殺してしまふし、疑義があつても上級官厅に判断を仰ごうとしない。無罪の者が一人でも怨嗟すれば、王道に傷がつくのだから、多くの者ならば尚更である。疑義があつたら詳しく取り調べ、死刑は冬三ヶ月の間に執行するようにしておきである。ただし十二月に立春がある場合は従来通り処刑は行わない。

結局これが施行されることとなり、陳寵の主導で章帝、和帝の二代にわたつて実現した「月令」的「夏至冬至間行刑」は、安帝の時に至つて、農業生産を妨げ、取り調べが不十分で冤罪を生むという理由から、魯恭によつて退けられ、再び「秋冬行刑」に回帰することになったのである。

こうして「秋冬行刑」が後漢末まで制度的には統くのであるが、前漢後半期と同様、後漢の後半期も「秋冬行刑」を遵守しない事例が見られる。

順帝永建元年（一二六）、司隸校尉となつた虞詡は、盛夏に無実のものを多く拘留したと、三公から告発されてゐる。

三公幼奏詔盛夏多拘繫無辜、為吏人⁽³³⁾患。

（『後漢書』虞詡伝）

また、同じく順帝の時、儒者の郎顗は炎異の頻発は春夏に刑罰を執行したことが原因だと述べている。

陽嘉一年（一二三）正月、：〔顗〕曰「：今立春之後、火卦用事、當溫而寒。違反時節、由功賞不至、而刑罰必加也。宜須立秋、順氣行罰。」

顗對曰「：今立春之後、考事不息、秋冬之政、行乎春夏、故白虹春見、掩蔽日曜。」

（ともに『後漢書』郎顗伝）

桓帝延熹八年（一六五）、たて続けに起きた火災に対してなされた陳蕃らの上疏なども、春に処刑が行われていたことを示すものであろう。

陳蕃、劉矩、劉茂上疏諫曰「：前始春而獄刑慘、故火不炎上：」

〔『後漢書』五行志注引『袁山松書』〕

靈帝の時、沛国³⁴の相であった王吉は、罪人を殺すと車の上に死体を乗せ、その罪名を書き記して、属県を回った。夏で死体が腐ると、縄で骨を縛って繋ぎ、沛国をあまねく回ってやっと止め、これを目にした者は驚愕したという。

凡殺人皆磔屍車上、隨其罪日、宣示屬縣。夏月腐爛、則以縛連其骨、周徧一郡乃止、見者駭懼。

〔『後漢書』酷吏伝〕

冬に処刑した死体が一郡（沛国）を巡るうち、夏になつて腐爛したとも考えられるが、沛国はさほど広くはないから、夏に処刑したものであろう。

夏だけなく春にまで刑罰を行つているのは、綱紀が弛緩してきたためだとも考えられる。しかし、そもそも天人感應という観念の所産を、現実の人間社会において法規として具現化した「順氣行罰」自体、かなり無理のある制度だったと思われる。人間社会の犯罪は春夏秋冬いつの季節にも起り得る。にも関わらず、犯罪者の取り調べや処刑を大時に従つて秋と冬だけに限定しようとはすれば、そこに不条理が生じるものも当然である。犯罪者の逃亡を防ぐ意味からも、容疑者の逮捕は春や夏にも行わねばならず、秋に取り調べを始めるまで、身柄を拘禁せねばならない。軽微な罪を犯した者や、冤罪の者にとって、いや重罪を犯した者にとってさえ、劣悪な環境の中で、長く耐え難い獄中生活を送らねばならなかつたのである。郡や県でも多数の罪人を長期間拘束するにはかなりの経済的負担を強いられたであろう。そうした点から觀ると、春夏の刑罰実施は、日常的に起きる犯罪を取り扱う県や郡の役人達のきわめて現

実的対応の現れであったともいえるのではあるまいか。

おわりに

「順氣行罰」の実施は確認できるものとしては前漢武帝の頃からであった。前漢時代は「秋冬行刑」であったが、後漢の章帝、和帝の時に『礼記』月令篇に則した「夏至冬至間行刑」が実施された。しかし農業生産を妨げ、取り調べが不十分で冤罪を生むとの理由から、安帝の時に「秋冬行刑」に戻され、これが後漢末まで続いたのである。ただし現実には、春や夏にも刑罰が執行された例もあり、天子はたびたび詔を発して時令に従うよう求めている。天の時に従い、民の農業を妨げまいとする「順氣行罰」の理想の陰には、被疑者の取り調べもせず、非人間的な牢獄の中に長期間拘留する殘忍な側面が隠されていたが、儒教經典の権威に裏打ちされたこの制度は、漢の滅亡後も引き続き各王朝によって継承され、唐律、宋律、明律の条文中に、さらに下って清朝の「朝審」「秋審」の制度にまで連なつてゆくのである。

- 1 漢代における刑罰と季節の関係を考察したのに、西田太一郎『中国刑法史研究』（一九七四年、岩波書店）第九章「刑罰と陰陽・季節」という優れた論考がある。小論はこれに啓發されること大であった。
- 2 「順氣行罰」は『後漢書』郎顗伝に、「順時之法」は『後漢書』隗囂伝に見える。
- 3 例えば『塙鉄鑑』論菴篇に「春夏生長、利以行仁。秋冬殺藏、利以施刑。」とある。

4 津田左右吉『左伝の思想史的研究』（一九三五年、東洋文庫論叢第一十一）、のち『津田左右吉全集』第十五巻（一九六四年、岩波書店）に収められる。

5 「晋書」刑法志では、「法經」六篇の名を「盜（律）」「賊（律）」「囚（原文作「網」）（律）」「捕（律）」「雜律」「具律」としている。いま便宜上、「法經」では「（）法」であったものを商鞅が伝授した際に「（）律」に改めたという『唐律疏議』卷一「名例疏序」の見解に従つておく。

6 明末の董説『七国考』卷十二「魏刑法」に、東漢初の桓譚『新論』（原文作「新書」）から引用として『法經』の数条を載せる。これが漢代における唯一の言及である。なお、『七国考』に引かれる『法經』の真偽については、張警『七国考』『法經引文真偽析疑』（『法学研究』一九八三年第六期）に詳しい。

7 清の孫星衍は「李子法經序」（『嘉穀堂稿』卷一、『岱南閣叢書』所収）の中で、「元王元亮注唐律疏議云、盜法、今賊盜律。賊法、今詐偽律。囚法、今斷獄律。捕法、今捕亡律。雜法、今雜律。具法、今名例律是也。今依其說、錄為法經六篇。」といい、一部に後世の加増があるにせよ、「信為三代古書、未火于秦、足資經証、不可誣也。」と断定している。また、陳高華・陳智超等著『中国古代史史料学』（一九八三年、北京出版社）の第二章「西周春秋戰国史史料」は劉起釤の執筆であるが、黃夷輯『法經』一卷について「此書是戰國魏李悝著、為法家法律性文書、久佚、至黃夷始輯出殘本。」と述べ、戦国時代の史料と認定している。これらに関しては、蒲堅『法經辨偽』（『法学研究』一九八四年第四期）がすでにその非を指摘している。

8 前注に引く蒲堅は、王元亮からして『法經』六篇がそのまま『唐律』六篇だと誤認して注をつけたと見なしている。
9 一九三三年八月の京都帝國大学第一回夏季講演会の講演筆記。一九三五年、弘文堂書房から『支那法制史論叢』が刊行されるに際し、編者（松浦嘉三郎・塚本善隆・内藤乾吉・水野清一・貝塚茂樹・森鹿二）が訂正をほどこしてその一篇とした。のち『桑原隠藏全集』第三巻（一九六八年、岩波書店）に収められる。

10 金谷治『管子の研究』（一九八七年、岩波書店）第五章第一節「時令思想」では、以下本論で引用する『管子』の時令関係の

諸篇の成立は、戦国中期末から戦国末期の初めにかけて、さうにその一部は秦漢の際にくだるものがあるとする。

11 金谷治は前掲書「時令思想」において、『呂氏春秋』『淮南子』『礼記』など後出の文献では、秋に刑罰を行ふとあるから、秋か冬かの違いは「七臣七主」「禁藏」篇が「幼官」「四時」篇よりも成立が新しいことを示す一証であると説く。しかし、後述するごとく『呂氏春秋』『淮南子』『礼記』は秋だけでなく、冬にも刑罰を行うことになっているから、秋に刑罰を行ふのが新しい時令思想だとはいえず、したがつて刑の執行が秋か冬かは、篇の成立の新旧を考へる指標にはならないと思う。

12 尹知章は「流於冬」について「謂刑於冬而休息也。」と注するが、前述のように同じ四時篇で冬に刑を執行することが述べられているから、郭沫若の言う如くこの注は「不足拠」である。安井息軒の「流、移也。」に従う。(郭沫若等撰『管子集校』参考照)

13 『管子』の「秋冬（七月～十一月）行刑」説と『呂氏春秋』『淮南子』『礼記』などの「夏至冬至間行刑」説では刑徳の施行期間に理論上一ヶ月以上のずれが起ることになる。実際には、後述する後漢の場合のように、夏至のある五月に刑罰を開始し、冬至のある十一月には刑罰を行わないとする、丁度一ヶ月のずれが生ずる。

なお「夏至冬至間行刑」説では、季夏八月にも刑罰を執行することになるが、このことは『呂氏春秋』音律篇の「季夏生林鐘……林鐘之月、草木盛滿、陰將始刑」に示されていよう。

14 はじめ「十大經」、のち「十六經」に改められた高止「帛書“十四經”正名」(『道家文化研究』第三輯。一九九三年、上海古籍出版社)により、「十四經」に訂正すべきであると思う。

15 もと元光「五年」を作るが、『史記正義』等の説によつて元光「四年」に改める。

16 任安（字は少卿）は征和二年秋七月に起きた巫蠱の乱に巻き込まれ、武帝から一心ありと疑われて要斬の刑に処せられた。

17 『資治通鑑』によつてこの年とする。

18 趙廣漢が京兆尹であった期間。

19 尹翁帰が東海太守であった期間。彼が太守となつた年は不明だが、その時にはすでに王定国が廷尉（地節元年より在任）で
あつたことによる。

20 周寿昌『漢書注校補』の説。

21 王定国が廷尉であつた期間。

22 王先謙『漢書補注』の引く官本に従い「請治讞」を「治請讞」に改めた。

23 『資治通鑑』によつてこの年とする。

24 『資治通鑑』によつてこの年とする。

25 甘露三年に開催された石渠閣會議以前のこと。

26 王莽が新都侯になつた時（永始元年五月）と東萊郡に黒龍が現れた時（永始元年九月）との間。

27 『春秋繁露』にも「陰、刑氣也。陽、德氣也。陰始於秋、陽始於春。」（王道通三）「慶為春、賞為夏、罰為秋、刑為冬」（四時之副）などと「陰陽刑德」「秋冬行刑」の説が見える。

28 賢良対策の年次の諸説については、平井正士「董仲舒の賢良対策の年次に就いて」（『史潮』第十一号、一九四一年）
にまとめられている。

29 張國華編著『中国法律思想史新編』（一九九一年、北京大學出版社）第四講第一節の七“賞以春夏、刑以秋冬”は「秋冬行刑”的制度化、是在封建正統思想進居統治地位的西漢中期以後。其主要理論根柢首推董仲舒的《春秋繁露》。」と董仲舒の思想的影響を大きくとらえている。

30 武帝以前にも、冬の月に死刑が執行された例があるが、みな「謀反」の大罪であつて直ちに刑が執行されたものである。春
夏に処刑された「謀反」の例もあり、これらは順氣行罰の実施例にはならない。

31 『資治通鑑』によつてこの年とする。

32 ずっと後の唐代のことになるが、「斷刑論下」を著して「秋冬行刑」を批判した柳宗元は「使犯死者自春而窮其辭、欲死不可得。貫三木、加連鎖、而致之獄。更大暑者數月、癢不得搔、痒不得搔、痛不得摩、饑不得時而食、渴不得時而飲、目不得瞑、支不得舒、怨号之声、聞於里人」と、獄中で秋冬を待つ囚人の悲惨な状況を述べている。漢代でもこれと大差がなかつたろうと思われる。

33 もつともこれは司隸校尉虞詝が大傳、大尉、中常侍らの収賄をあまりに厳しく告発したので、三公らが反撃したものであり、虞詝は「：臣所發舉、臧罪非一、二府恐為臣所奏、遂加誣罪：」と弁明しているので、「盛夏多拘繫無莖」は虞詝を陥れるための口実で、事実ではないかも知れない。

34 王吉は靈帝熹平四年（一七五）から光和二年（一七九）まで五年間、沛国の相であつた。